

高齢者（前期・後期）医療制度のご案内

★高齢者医療制度とは、70歳以上の方が対象となる医療制度です。

所得によって月ごとの医療費に自己負担限度額が決められており、上限額以上の請求をされることはありませんので、払い戻し等の手続きは必要ありません。

★ 1ヶ月の入院医療費の限度額は・・・？

区 分	自己負担限度額（1ヶ月あたり）
Ⅲ 年収約 1,160万円～	252,600円 + (医療費-842,000) × 1%
Ⅱ 年収約 770万～約 1,160万円	167,400円 + (医療費-558,000) × 1%
Ⅰ 年収約 370万～約 770万円	80,100円 + (医療費-267,000) × 1%

※ 食事代・病衣代・個室料（差額室料）・診断書料金等の保険外負担は別途加算されます。

《 食事代 + 病衣代 》

1日 約1,600円 × 日数

注 意 事 項

区分Ⅰ・Ⅱの方が、上記の金額を自己負担限度額とするためには、入院前に『限度額認定証』のお手続きをしていただく必要があります。

【申請先】

- ・ 後期高齢者 → 市区町村役所の後期高齢者医療制度の担当窓口
- ・ 国民健康保険（前期高齢者） → 市区町村役所の国民健康保険の窓口
- ・ 被用者保険（前期高齢者） → 全国健康保険協会
健康保険組合
共済組合 等



★ マイナ受付

マイナンバーカードをお持ちの方は、上記の手続きを行わなくても受付が可能です。マイナ受付をご希望の方は、入院時に『入退院受付』の窓口にお申し出ください。

注 意 事 項

- ・ 対応時間：平日 午前8時30分～午後5時00分
- ・ マイナンバーカードと保険証の紐付けが必要となりますので事前にご確認ください。
- ・ 船員の保険証をお持ちの方は、対象外となります。
- ・ 入院時にマイナンバーカードを持参される方は、入院中の保管にご注意ください。院内での紛失・盗難に関しては、当院では一切責任を負いかねます。



★ 入院費の支払いについて

- 退院時には、一切の入院料金等のお支払いをお済ませください。
- 土（第2土曜日を除く）・日・祝日は、対応しておりません。
退院日、直前の平日、午後14時頃に請求書をお手元にお届け致します。
- 支払い時間
平日 : 午前9時00分～午後16時00分
第2土曜日 : 午前9時00分～午後12時00分



☆ その他ご不明な点がございましたら、下記までご連絡下さい ☆

医療法人社団 我汝会 えにわ病院
〒061-1449
北海道恵庭市黄金中央2丁目1番地1
Tel 0123-33-2333
医事課 担当